

22 年度更新よくある質問

- Q1. 年度更新に必要な様式はホームページからダウンロードできますか？
- A. 一部の様式は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。それ以外の様式は電子申請をご利用いただくか、最寄りの労働基準監督署又は労働局で入手してください。
(下記URL又は「主要様式ダウンロードコーナー(労働保険適用・徴収関係主要様式)」で検索してください。)
- https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouhoken.html
- 
- Q2. 保険料(一般拠出金)の計算をしたら小数点以下が発生しました。切り捨てですか、切り上げですか？
- A. 切り捨てになります。
- Q3. 令和7年度概算保険料だけでは20万円に満たないのですが、令和6年度確定保険料の不足額と合計すると20万円以上となります。この場合、延納はできますか？
- A. 延納することはできません。(概算保険料のみで20万円以上の場合が延納可能となります。)
- Q4. 事業場の所在地を移転[事業場の名称を変更]しましたが、申告書の⑳(事業)、㉑(事業主)の欄には新旧どちらを記入したらいいのですか？
また、領収済通知書(納付書)に印書されているものは訂正していいのですか？
- A. 申告書の⑳(事業)、㉑(事業主)の欄には移転先の新しい所在地[変更後の新しい名称]をご記入ください。領収済通知書(納付書)については訂正せずそのまま使用してください。
なお、変更があった場合は労働基準監督署へ「労働保険名称、所在地等変更届」をご提出ください。
- Q5. 申告書を間違えて記入してしまいました。どうしたらいいのですか？
- A. 領収済通知書(納付書)以外であれば訂正できます(Q6参照)ので、訂正後の数字(文字)がわかるように書き直してください(P.4参照)。訂正印は不要です。
- Q6. 領収済通知書(納付書)の納付額を間違えて記入してしまいました。どうしたらいいのですか？
- A. 訂正された領収済通知書(納付書)を使用することはできませんので、必ず新しいものを使用してください。
領収済通知書(納付書)は最寄りの労働局、労働基準監督署に用意してあります。(他の都道府県の領収済通知書(納付書)は使用できませんのでご注意ください。)
- Q7. 申告書と領収済通知書(納付書)を切り離してしまいました。どうしたらいいのですか？
- A. 申告書のみを管轄の労働局又は労働基準監督署にご提出いただき(郵送でも可)、領収済通知書(納付書)は、お近くの金融機関で納付してください。
- Q8. 領収済通知書(納付書)をペイジー(Pay-easy)で納付することはできますか？
- A. 一部金融機関を除き、納付できます。(対象の有無は事前に金融機関にご確認ください。)

- Q9. 申告・納付は日本銀行でしかできないのですか？
- A. ほとんどの金融機関（郵便局を含む）が日本銀行の歳入代理店になっておりますので、お近くの金融機関で申告・納付を行ってください。
- Q10. 納付金額がないとき、申告書の提出はどうしたらいいのですか？
- A. 申告書のみを管轄の労働局又は労働基準監督署にご提出ください（郵送でも可）。
- Q11. 申告書の控えに労働局又は労働基準監督署の受付印が必要な場合はどうしたらいいのですか？
- A. 申告書と領収済通知書（納付書）を切り離して、申告書のみを直接労働局又は労働基準監督署に提出してください（郵送で提出する場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください）。領収済通知書（納付書）は、保険料の納付とあわせて金融機関に提出してください。
金融機関に申告書を提出しますと、押印はできませんのでご注意ください。
- Q12. 一括有期事業報告書・一括有期事業総括表は申告書と一緒に金融機関に提出するのですか？
- A. 金融機関では申告書・領収済通知書（納付書）以外の書類は提出できませんので、申告書を金融機関に提出した後に、管轄の労働局又は労働基準監督署へ提出してください（郵送でも可）。
- Q13. 還付額があるときはどうしたらいいのですか？
- A. 申告書の提出だけでは還付されませんので、必ず「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を管轄の労働局又は労働基準監督署にご提出ください（P.31参照）。還付請求には時効がありますので、ご注意ください。
- Q14. 会社の事業内容が大きく変わりました。申告書はどうすればいいのですか？
- A. 業種の変更があった場合には、「労働保険名称、所在地等変更届」の提出が必要です。管轄の労働局又は労働基準監督署へお問い合わせください。
- Q15. 令和7年3月31日以前に事業を廃止しました。申告書の提出は必要ですか？
- A. 申告書の提出は必要です。事業を廃止した日までの確定保険料を申告してください（P.29参照）。
また、昨年度中に事業を廃止した場合は、口座振替の対象になりませんのでご注意ください。
- Q16. 令和7年4月以降に事業を廃止することが確定しておりますが、概算保険料の算定基礎額はどのように記入したらいいのですか？
- A. 廃止する期間までに支払うことが予定される賃金総額（又は廃止する期間までの請負金額に労務費率を乗じて得た額）の見込額を記入してください。また、廃止後に令和7年度確定保険料の申告が必要となります。
- Q17. 申告内容について、調査を行うことはあるのでしょうか？
- A. 毎年、労働局又は労働基準監督署の職員が調査を行っています。また、調査においては源泉徴収簿等の関係書類を確認することがあります。
なお、申告内容に誤りがあり不足額があると判明した場合には、不足額と併せて不足額の10%を追徴金として徴収することとなります。